

学童保育の実施状況調査結果がまとまる

学童保育数は過去最高の増加数（前年比1269か所増）

大規模学童保育の分割が進んだことが要因

学童保育数は1万9744か所に（3年間では3076か所増）

制度の不十分さから、潜在的な待機児童が増えている

保育料負担や入所制限などで入所児童数はあまり増えていない

入所児童数は80万4309人に（前年比 2919人増）

政府の「子ども・子育てビジョン」の目標実現は（利用児童を5年間で30万人増やす）、制度拡充・条件整備がなければ難しい

全国学童保育連絡協議会（巻末の紹介参照）は毎年、全国の学童保育数などについて調査を行っています。2010年5月1日現在の実施状況調査の結果がまとまりました。

調査結果は次頁以降に報告しますが、全体としては、学童保育制度の抜本的な拡充、条件整備の向上を図ることが急務の課題であることが浮き彫りになりました。

- 学童保育は1997年に児童福祉法によって法制化されましたが、それ以降、学童保育を利用する共働き・一人親家庭が急増してきました。その結果、入所児童数の増加に学童保育の整備が追いつかず、待機児童や大規模な学童保育が増えていました。
- 政府は、「新待機児童ゼロ作戦」（2008年2月策定）や「子ども・子育てビジョン」（2010年1月策定）など、学童保育の利用児童数を増やす目標を立てています。
- しかし昨年からは、大規模学童保育の分割などがすすみ、施設数はかなり増加したものの入所児童数はあまり増えないという傾向が生まれています。国や自治体の制度に問題があり、条件整備が遅れているため、利用したくても利用できない「潜在的な待機児童」が増えています。
- 政府がすすめている「子育て支援」「仕事と子育ての両立支援」として、学童保育の利用児童数を増やすという目標を実現するためには、必要としている家庭の子どもたちが学童保育を利用でき、安心して毎日の生活が送れるように、学童保育制度の抜本的な拡充、条件整備の向上を図ることが急務の課題です。

今回の調査結果から

● 学童保育数は1万9744か所になった（調査結果1）

- ・昨年と比べて1269か所増えている（過去最高の増加数）。
- ・厚生労働省が大規模の分割促進のために予算措置をしてきたことが影響している。
- ・児童福祉法に位置づけられた法制化後の12年間で、1万か所以上増えている（2倍）。

● 80万4309人の子どもたちが毎日利用している（調査結果1）

- ・入所児童数は、昨年と比べて2919人増えたが、昨年の1万4000人増、一昨年の4万2000人増などと比べると、あまり増えていない。入所児童数が減っている市町村も少なくない。
 - ①小学校生徒数の減少
 - ②不況の影響などによる経済的負担感から入所を断念する家庭がある
 - ③市町村が補助金を打ち切られないようにと「70人以下」に抑えるために入所要件を制限することや入所抑制を行った
(対象児童を制限することで申し込みもできない潜在的待機児童となる)
などが要因 → 詳しくは4ページの【調査分析】参照

● 1年生の学年児童総数の25%が学童保育に入所している

- ・学年別の入所児童数
 - 1年生 28.3万人（1年生児童総数は約115万人なので、25%が学童保育を利用）
 - 2年生 25.0万人
 - 3年生 18.7万人
 - 4年生 4.8万人　5年生 2.1万人　6年生 1.2万人　その他 0.4万人

● 市町村が把握した「待機児童数」は6208人（6ページ補足説明参照）

- ・昨年より約3000人減っている。
- ・入所要件を厳しくしたり、高学年は入所対象にしないことにより、申し込んでも入所できないという「待機児童」にもならなくなった（潜在的待機児童化）
- ・市町村が把握していないところも多いため、正確な人数とは言えない。

● 71人以上の学童保育は、大幅に減少した（調査結果2）

- ・厚生労働省が2010年度から補助金を打ち切るとしていた「71人以上」の学童保育は、分割がすすみ、大幅に減少した。

● 設置率は、自治体によって格差がある（調査結果3・調査結果4）

- ・大規模学童保育を「分割」して施設数を大きく増やしている自治体と、「分割」をせずに施設数も増やしていない自治体とでは設置率に大きな格差が出ている。
- ・学童保育が小学校の数以上に多くある市町村は全市町村の半数になった。

● 運営主体は法人等が増加（調査結果5）

- ・公営が減少し、地域運営委員会や法人等が運営する学童保育が増えている。

● 実施場所は学校施設内が半数を超えた（調査結果6）

- ・学校施設を活用して設置された学童保育が初めて全体の半数を超えた。
- ・文部科学省と厚生労働省が推進する「放課後子どもプラン」も影響している。

*次ページからの調査結果には、2007年の調査結果と比較しているデータが多くあります。これは2007年が、①厚生労働省と文部科学省が連携して推進する「放課後子どもプラン」が始まった年であるため（学童保育の整備目標を2万か所に増やすとした）、②厚生労働省が大規模学童保育の分割促進のために施設整備費の補助金を予算化し、同じく分割促進のために児童数71人以上の大規模学童保育への補助金を2010年度には廃止すると表明した年であるため、③厚生労働省が初めて「放課後児童クラブガイドライン」を作成した年であるためです。

調査結果 1 増えているが、まだまだ足りない学童保育

○学童保育数は、1万9744か所（2010年5月1日現在） * 昨年比 1269か所増

○入所児童数は、80万4309人 * 昨年比 2919人増

○法制化後12年間で、施設は1万か所増(2倍)、利用児童は47万人増(2.4倍)

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1993	7,516	231,500人	
1998	9,627	333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行 1993年からの5年間で学童保育数は2,100か所増加し、 入所児童数は10万人増加（年平均2万人増）
2003	13,797	538,100人	1998年からの5年間で学童保育数は4,200か所増加し、 入所児童数は20万人増加（年平均4万人増）
2006	15,858	683,476人	2003年からの3年間で学童保育数は2,000か所増加し、 入所児童数は15万人増加（年平均5万人増）
2007	16,668	744,545人	入所児童数が1年間で6万1000人増加
2008	17,495	786,883人	法制化後10年で7,800か所増加し、利用児童は45万人 増加
2009	18,475	801,390人	自治体などの入所抑制で潜在的な待機児童が増加
2010	19,744	804,309人	経済的な理由などで入所児童は増えていない

注) 全国学童保育連絡協議会調査。詳細な実態調査は5年ごとに実施。入所児童数の全数調査は、2006年から実施。それ以外は概数。

○ 学童保育はまだまだ不足しており、入所できない子ども(潜在的待機児童)がたくさんいます

① 学童保育のない小学校区が約3割ある（2008年厚生労働省・文部科学省調査）

② 保育所を卒園した子どもの6割しか入所できていない

2010年度に保育所を卒園して小学校に入学した児童数約48万人に対して、学童保育に入所した新1年生は約28万人で、6割にとどまっています。

③ 母親が働いている小学校低学年児童（末子）のうち、学童保育に通っている子どもはまだ約3割です（低学年児童数との比較では2割の子どもが学童保育に通っています）

2008年の「国民生活基礎調査」によると、末子の年齢が6歳の児童の61.2%、7歳～8歳の児童の67.6%は母親が働いています。母親が働いている低学年児童は約230万人ですが、現在、学童保育に入所している低学年児童は約72万人です。

○ 市町村が把握している「待機児童数」は約6000人

今回の調査で、284市区町村に6208人の待機児童がいることがわかりました。

全国学童保育連絡協議会が行った2007年調査では384市区町村に1万1548人の待機児童がいましたが、2009年調査では347市区町村9257人に減っていました。今回はさらに減っています。

入所制限や抑制をすれば「待機児童」が増えるはずなのに、そうならないのは、待機児童を把握する仕組みがない市町村が多いこと、入所申し込みをする前に入所をあきらめる家庭も少なくないことが推察されます（「潜在的な待機児童」となる）。詳しくは6ページ参照

【調査分析】 入所児童数が減少した市町村に対する聞き取り調査 「入所児童数減少の理由・要因」は何か

○聞き取り調査対象：入所児童数が昨年比で10人以上減少した市町村（421市町村）が対象

○聞き取り調査で回答があった市町村数：113市町村（聞き取り調査対象市町村の27%）

*聞き取りをしたが「把握していない」という市町村は省いている

○聞き取り実施時期：2010年6月16日～28日

○聞き取り方法：聞き取り調査用紙に基づいて電話で聞き取り

○聞き取りした相手：市町村の学童保育担当者、実態を把握している学童保育連絡協議会の役員、指導員など

*「入所児童数の減少」とは、新1年生の入所児童が減ったことと、2年生以上の児童が退所したことの両方を含んでいます。

＜入所児童数が減少した主な理由・要因＞ *理由・要因が複数ある市町村がある

- 1) 校区内の生徒数が減少したために入所児童数も減少した：36市町
- 2) 経済的負担が理由（保育料が高い、保育料の有料化や値上げ）で減少した：17市町(注1)
- 3) 保護者の失業や就労時間の短縮があり、学童保育の必要性が低くなり減少した：16市町
- 4) 市町村が「入所要件を厳しくした」「定員を決めた」「高学年を対象外とした」ために減少した：9市(注2)
- 5) 児童の下校時刻が遅くなり、学童保育にいる時間が短いために利用しなくなった（学童保育の終了時刻が早い地域などで）：7市町(注3)
- 6) スポーツ少年団・習い事・部活を始めたので減少した：7市
- 7) 文部科学省の補助事業の「放課後子ども教室」があるので減少した：6市町(注4)
- 8) 平日の利用が減り、「夏季のみ」の利用が増えている：3市町(注3)
- 9) 市町村独自の「全児童対策事業」（無料で利用できる遊び場・居場所づくり事業）があるため減少した：2市(注5)
- 10) 「学童保育に行きたくない」という児童もいた：2市村(注6)

この他に、運営者側が大規模化をさけるために入所を断わったり、保護者からも「大規模なので安心して預けられないので入所を申し込まなかった」「大規模なので子どもが行きたくないと言うので退所した」（保護者は就労を断念等）などといった報告もありました。

（注1）学童保育には、保育所の制度のような国による所得別の保育料体系や低所得家庭への保育料の減免措置がないため、市町村が減免措置をしているところもあるが、ないところも多い。特に母子家庭などで、必要性が高くても入所できないという家庭も少なくない。

増えている保育料負担

月額保育料額	03年調査	07年調査
5000円未満	49.1%	41.8%
5000円～10000円未満	40.3%	46.4%
10000円～15000円未満	9.4%	10.1%
15000円以上	1.2%	1.7%

（全国学童保育連絡協議会、2007年調査）

市町村として保育料の減免があるか

保育料の減免の有無	割合
減免がある	50.7%
減免はない	48.0%
その他	1.3%
合計	100.0%

（同左）

運営主体別でみた保育料の平均月額

運営主体	2003年調査	2007年調査
公立公営	4152円	4523円
公社・社協	8215円	6050円
運営委員会	9368円	9859円
父母会	10947円	9681円
法人・個人	8537円	6910円

(同上)

(注2) 厚生労働省は2007年度に、大規模学童保育の分割促進のために2010年度から「71人以上」の学童保育への補助金を打ち切る方針を表明した。しかし、大規模学童保育を分割するためには、施設整備や指導員の増員などに費用がかかること、現在の国の補助金が少ないために市町村の持ち出しが多くなるという財政的負担増をさけようと、分割しないで「70人以下」に抑える市町村もあったことが入所要件を厳しくしたり、定員を設けた理由（「71人以上」の学童保育への補助金は、2010年度予算では残されたが補助単価は大幅に減額された）。

なお、「待機児童」も増えてないのは、別項のように学童保育に入所申し込み自体をしていない場合が多いことが推察される。保育所のように市町村に入所申し込みをして断られる「待機児童」という方法で把握はできない。

また、市町村によって入所が可能な学年は異なっている。「3年生まで」と「6年生まで」は半々。2002年に実施した保護者アンケートでは、多くの保護者の願いは、「必要としている子どもは6年生まで入れるようにしてほしい」だった。

「3年生まで」と「6年生まで」は半々

入所できる学年	割合
3年生までしか入所できない	46.8%
6年生まで入所できる	46.2%
その他(4年生まで入所できる)	7.0%
合計	100.0%

(全国学童保育連絡協議会、2007年実態調査)

何年生まで入所できるのが良いか

何年生まで	人数	割合
1年生まで	3人	0.1%
2年生まで	7人	0.3%
3年生まで	355人	15.2%
4年生まで	476人	20.4%
5年生まで	49人	2.1%
6年生まで	1352人	58.1%
その他	87人	3.8%
合計	2329人	100.0%

(2002年12月保護者アンケート調査、全国学童保育連絡協議会)

(注3) 学童保育の終了時刻が早いと平日利用の必要性は低いと感じる家庭が少なくない。そのため、終了時刻が保護者の就労時間と見合っていないと、利用しなかったり退所につながる要因となる。しかし、長期休業日は朝から1日の保育となり必要性が高い。

全体的に、下校時の安全確保のためなどを理由に保護者のお迎えが増え、終了時刻が延びているが、2007年調査ではまだ2割弱が午後6時以前に終了している。

終了時刻(子どもの帰宅時刻)の分布

終了時刻	割合
5:00以前に終了	7.7%
5:30～5:59	9.4%
6:00に終了	48.5%
6:30～6:59	20.4%
7:00以降に終了	14.0%
合計	100.0%

(全国学童保育連絡協議会、2007年調査)

(注4) なかには、10人未満の小規模学童保育が厚生労働省の補助金対象にならないために、文部科学省の「放課後子ども教室」の補助金を受けることに変更したことにより、結果的に実施か所数、入所児童数が減ったという自治体もある。

(注5) 「全児童対策事業」とは、横浜市の「はまっこふれあいスクール」「放課後子どもキッズ」、名古屋市の「トワイライトスクール」、大阪市の「児童いきいき放課後事業」など、小学校の余裕教室を活用して、利用登録した児童が誰でも利用できる遊び場づくり事業のこと。利用は無料。遊びに来た児童に安全な遊び場を提供することが目的なので、「働く親を持つ児童に毎日の継続した生活の保障」を目的とする学童保育とは目的や内容は大きく異なる。

(注6) 4月から指定管理者制度を導入したことにより、指導員の交代があったり、保育内容が低下したことで児童数が減ったという自治体もある。

<補足説明>

「待機児童数が増えていない」のはどういうことか

●「待機児童数が増えていない」という調査結果について

- 保育所のような定員制や入所申し込みのシステム（市町村に申し込む）が確立されていないために、市町村は「待機児童」の把握ができていない。
現在の国の制度に問題がある
- 学童保育においては「待機児童」の定義が定まっておらず、各施設に「待機児童」を把握するように依頼している市町村は少なく、入所を断った場合でもそれを市町村に報告していないという施設も少なくない。

- ・定員制をとっている学童保育は多くない。
- ・公立公営の場合は市町村に申し込むが、全体の6割を占める民営の学童保育は、各施設（運営主体）に利用者が申し込む。
- ・申し込み方法は各施設ごとに決めており、書類申請をする前に入所を断られる場合も少なくないため、「待機児童」としてカウントされないケースが多いとみられる。
※ 東京都内の学童保育は、ほとんどが公立公営で、定員制があり、入所申し込みは区市町村に行くために、申し込んでも入所できなかった「待機児童」は市区町村で把握されています。

東京都内の待機児童数

2007年調査	31市区町村で1688人
2009年調査	32市区町村で1849人
2010年調査	28市区町村で1245人

(全国学童保育連絡協議会調査)

- 入所要件を厳しくする（近所に祖父母がいれば入所対象にしないなど）、高学年は対象外とするなどにより、そもそも申し込みもできずに「待機児童」にもカウントされなくなってしまう（潜在的待機児童となる）。
- 経済的理由などで入所することを断念した場合も、「待機児童」としてカウントされない（潜在的待機児童となる）。

調査結果 2

まだまだ減らない大規模学童保育 早急に分割して「適正規模」(40人以下)に

- 国が補助金を打ち切る方針を出していた児童数が「71人以上」の学童保育は、かなり減少しました。しかし、まだ1300か所あります。また、「適正規模」と言われている「40人以下」の学童保育は、まだ半数しかありません。

入所児童数の規模 (学童保育数)

児童数	2003年調査	2007年調査	2010年調査	2007年比
9人以下	4.2%	593 (3.6%)	719 (3.7%)	+0.1%
10人-19人	11.8%	1900 (11.4%)	2155 (10.9%)	-0.5%
20人-39人	40.2%	5636 (33.8%)	7204 (36.5%)	+2.7%
40人-70人	35.3%	6185 (37.1%)	8358 (42.3%)	+5.2%
71人-99人	7.3%	1809 (10.8%)	1047 (5.3%)	-5.5%
100人以上	1.2%	545 (3.3%)	261 (1.3%)	-2.0%
合計	100.0%	16668 (100.0%)	19744 (100.0%)	

(注) 児童数の割合で見た場合、71人以上の規模の学童保育で生活している児童の割合は、全体の4分の1に及びます。それは、適正規模である40人未満の規模の学童保育で生活している児童数を上回るとみられます。

国が「放課後児童クラブガイドライン」で「集団の規模は、おおむね40人程度が望ましい」と示していること、2010年度の国の補助金で、「児童数36人～45人規模」に対する金額が手厚くされたこと、各地の学童保育関係者が「適正規模」を強く求めてきた結果として、大規模学童保育の分割が一定すすみました。しかし、まだまだ「適正規模」ではない学童保育も少なくありません。

○ 大規模化は、子どもたちに深刻な影響を与えています

「事故や怪我が増える」「騒々しく落ち着かなくなる」「とげとげしくなる」「ささいなことでケンカになる」「おとなしい子は放っておかれる」「指導員の目が行き届かない」「遊びや活動が制限される」などなど。「行きたくない」「退所したい」という子どもも増えてしまいます。

国民生活センターの「学童保育の安全に関する調査研究」では、規模が大きくなるほど通院・入院日数が長い事故・ケガが増えると指摘しています。

○ 学童保育は家庭に代わる「生活の場」として適正規模であることが必要です

学童保育は、一人ひとりの子どもに安全で安定した安心感のある生活を保障する施設です。指導員には一人ひとりの子どもを対象にした人間的な関わり、援助や働きかけが求められます。大規模化したからといって指導員を増やしても、一人の指導員は全員の子どもたちを見なければなりません。

◆ 全国学童保育連絡協議会「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」(2003年6月)

「1学童保育の規模の上限は40人までとする。41人以上は2学童保育とする」

◆ 厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」(2007年10月)

「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」

調査結果3

都道府県別の学童保育数と入所児童数

(設置率順に並び替え)

	都道府県名	市町村数	小学校数	学童保育数	学童保育数 前年比	設置率	学童保育 入所児童数	入所児童数 前年比	低学年の中 での学童保 育入所児童 の比率	71人以上の 学童保育数	待機児童 数
1	埼玉県	64	828	997	87	120.4%	45,787	-46	19.9%	59	459
2	東京都	53	1,373	1,635	83	119.1%	79,040	293	25.7%	157	1,245
3	群馬県	30	344	393	48	114.2%	16,529	185	22.5%	11	62
4	栃木県	27	404	447	40	110.6%	17,026	128	24.8%	6	6
5	石川県	19	233	256	24	109.9%	10,229	-117	27.6%	14	2
6	福岡県	59	775	836	68	107.9%	40,425	500	25.9%	121	140
7	茨城県	44	573	615	29	107.3%	22,710	1,543	24.1%	31	111
8	沖縄県	25	281	301	14	107.1%	10,869	-504	16.6%	12	118
9	佐賀県	20	189	199	22	105.3%	6,926	148	26.6%	4	7
10	滋賀県	19	235	246	23	104.7%	9,799	-79	18.1%	12	118
11	大阪府	43	1,042	1,080	79	103.6%	47,183	-1,301	17.5%	107	768
12	奈良県	33	223	230	18	103.1%	10,090	-130	20.4%	16	26
13	香川県	15	198	201	7	101.5%	7,717	148	17.8%	4	90
14	富山県	15	204	206	20	101.0%	9,802	-19	31.7%	28	5
15	山梨県	24	213	215	18	100.9%	8,334	-19	32.7%	14	37
16	福井県	17	211	207	8	98.1%	6,415	205	25.6%	4	0
17	千葉県	54	855	836	50	97.8%	35,254	371	18.6%	73	313
18	愛知県	54	990	943	49	95.3%	35,432	-453	14.4%	34	364
19	兵庫県	41	824	781	40	94.8%	32,421	-115	18.7%	67	222
20	静岡県	32	538	507	52	94.2%	20,224	278	17.7%	15	344
21	広島県	22	577	539	34	93.4%	20,272	-247	24.5%	9	18
22	京都府	25	445	408	15	91.7%	17,329	-719	23.0%	40	106
23	長野県	65	395	361	4	91.4%	18,655	-13	25.2%	79	23
24	岡山県	25	431	392	24	91.0%	14,248	302	22.1%	9	100
25	山口県	19	350	318	5	90.9%	11,042	-386	27.6%	16	99
26	岐阜県	40	382	342	15	89.5%	11,716	353	17.2%	21	76
27	鳥取県	16	149	126	3	84.6%	4,584	150	25.7%	7	0
28	宮崎県	21	267	217	11	81.3%	6,908	-91	20.5%	9	282
29	熊本県	39	436	344	31	78.9%	12,379	-1,132	22.1%	22	28
30	宮城県	34	456	359	19	78.7%	13,923	480	20.8%	20	172
31	神奈川県	33	895	704	58	78.7%	29,181	879	9.8%	33	200
32	秋田県	24	258	195	7	75.6%	7,760	87	26.0%	20	30
33	青森県	32	354	263	14	74.3%	10,758	-503	26.7%	23	27
34	島根県	18	253	185	1	73.1%	5,443	276	26.3%		95
35	新潟県	29	552	393	17	71.2%	15,467	402	23.3%	41	11
36	山形県	32	337	236	37	70.0%	8,953	325	22.5%	15	2
37	長崎県	20	401	279	8	69.6%	11,205	-294	21.3%	14	10
38	北海道	157	1,284	874	33	68.1%	33,569	217	23.3%	60	126
39	岩手県	34	412	278	25	67.5%	10,336	157	22.2%	9	29
40	大分県	17	342	228	11	66.7%	8,988	373	23.7%	13	46
41	福島県	51	530	350	27	66.0%	14,316	49	21.5%	26	122
42	三重県	28	429	271	25	63.2%	9,219	352	13.6%	4	35
43	愛媛県	20	352	202	24	57.4%	8,329	227	28.4%	16	17
44	和歌山県	26	291	160	15	55.0%	5,344	493	17.4%	1	0
45	鹿児島県	37	601	315	24	52.4%	10,847	461	20.4%	5	109
46	徳島県	19	269	138	8	51.3%	5,499	-254	20.8%	4	2
47	高知県	22	277	136	-5	49.1%	5,827	-41	27.4%	3	6
	合計	1,593	22,258	19,744	1,269	88.7%	804,309	2,919	20.6%	1,308	6,208

(小学校数は文部科学省調べ。2009年5月1日現在)

調査結果4 自治体によって大きく差がある学童保育の設置率

小学校数を基準とした学童保育の設置率と自治体数 () は割合

設置率	2007年調査	2010年調査	2007年比
200%以上	27 (1.5%)	56 (3.2%)	+1.7%
150%~199%	41 (2.2%)	114 (6.5%)	+4.3%
101%~149%	174 (9.5%)	332 (19.0%)	+9.5%
100%	407 (22.3%)	361 (20.6%)	-1.7%
75%~99%	250 (13.7%)	188 (10.7%)	-3.0%
50%~74%	348 (19.0%)	280 (16.0%)	-3.0%
25%~49%	240 (13.1%)	184 (10.5%)	-2.6%
25%未満	132 (7.2%)	78 (4.5%)	-2.7%
学童保育なし	208 (11.4%)	157 (9.0%)	-2.4%
合計	1827 (100.0%)	1750 (100.0%)	

政令市(設置率順に並び替え)

	市町村名	小学校数	学童保育数	前年比	設置率	71人以上のか所数	待機児数
1	さいたま市	106	163	8	153.8%	0	0
2	相模原市	72	98	19	136.1%	6	84
3	北九州市	131	172	27	131.3%	7	26
4	岡山市	93	118	7	126.9%	3	70
5	神戸市	166	189	3	113.9%	31	0
6	広島市	141	156	4	110.6%	2	0
7	仙台市	125	129	10	103.2%	3	128
8	札幌市	207	211	7	101.9%	35	0
9	静岡市	87	88	17	101.1%	1	102
10	千葉市	120	119	3	99.2%	26	118
11	堺市	94	92	0	97.9%	61	334
12	福岡市	146	142	-1	97.3%	81	0
13	新潟市	114	110	5	96.5%	26	0
14	京都市	177	153	2	86.4%	33	50
15	浜松市	118	94	5	79.7%	2	136
16	名古屋市	262	190	1	72.5%	0	0
17	大阪市	297	173	1	58.2%	10	0
18	横浜市	345	198	5	57.4%	15	0
19	川崎市	113	13	0	11.5%	0	8
	合計	2,914	2,608	123	89.5%	342	1,056

中核市(設置率順に並び替え)

	市町村名	小学校数	学童保育数	前年比	設置率	71人以上のか所数	待機児数
1	高知市	43	66	0	153.5%	0	1
2	金沢市	52	79	5	151.9%	11	0
3	西宮市	40	59	2	147.5%	3	7
4	高松市	53	78	4	147.2%	2	89
5	岐阜市	48	70	4	145.8%	0	19
6	大津市	37	53	18	143.2%	5	0
7	船橋市	54	74	7	137.0%	17	40
8	高槻市	41	52	3	126.8%	0	38
9	倉敷市	63	79	7	125.4%	4	30
10	福山市	78	97	9	124.4%	1	0
11	和歌山市	54	67	8	124.1%	1	0

	市町村名	小学校数	学童保育数	前年比	設置率	71人以上のか所数	待機児数
12	横須賀市	47	55	4	117.0%	1	0
13	高崎市	60	70	7	116.7%	3	25
14	東大阪市	54	63	7	116.7%	0	48
15	長崎市	71	82	11	115.5%	7	0
16	富山市	65	75	5	115.4%	28	0
17	宇都宮市	68	78	13	114.7%	0	0
18	豊橋市	52	59	7	113.5%	0	0
19	奈良市	48	54	1	112.5%	11	0
20	尼崎市	43	46	1	107.0%	0	92
21	川越市	33	35	0	106.1%	6	0
22	松山市	58	60	15	103.4%	2	0
23	宮崎市	48	49	3	102.1%	7	227
24	鹿児島市	80	79	1	98.8%	2	74
25	久留米市	46	44	0	95.7%	18	0
26	熊本市	92	88	12	95.7%	17	0
27	姫路市	71	65	0	91.5%	18	0
28	函館市	47	43	1	91.5%	0	0
29	柏市	41	37	1	90.2%	8	0
30	前橋市	49	44	3	89.8%	1	16
31	岡崎市	48	42	4	87.5%	0	39
32	旭川市	55	48	4	87.3%	1	71
33	大分市	61	53	0	86.9%	12	23
34	下関市	53	46	0	86.8%	2	0
35	青森市	50	42	3	84.0%	4	0
36	盛岡市	46	36	1	78.3%	2	18
37	豊田市	75	57	0	76.0%	2	0
38	長野市	67	50	-4	74.6%	33	11
39	秋田市	46	29	1	63.0%	1	0
40	郡山市	58	33	1	56.9%	3	0
41	いわき市	74	42	6	56.8%	0	0
	合計	2,269	2,378	175	104.8%	233	868

調査結果5 学童保育はどこが運営しているのか

●運営主体別の学童保育数（どこが運営しているのか）

公立公営が減少し、地域運営委員会方式（注1）や保護者等がつくったNPO法人が運営する学童保育が増えています。民間企業が運営している学童保育は増えていますが多くはありません（176か所。2009年は146か所、2008年は114か所。しかも、多くは市町村からの補助や委託事業であり、公的資金が入っていない民間企業はわずかです）。指定管理者制度（注2）を導入して運営している学童保育は1938か所（昨年1722か所）で、その代行先は、社会福祉協議会、地域運営委員会、父母会など、導入前の運営主体と同じところが大半です。

表1 学童保育の運営主体

運営主体	か所数	割合	2007年比	備考
公立公営	8,155	41.3%	-2.9%	市町村が直営している
社会福祉協議会	2,165	11.0%	-0.3%	半数は行政からの委託(1185か所)
地域運営委員会	3,654	18.5%	+1.7%	多くが行政からの委託(2495か所)
父母会・保護者会	1,478	7.5%	-1.5%	行政からの委託が多い(899か所)
法人等	3,929	19.1%	+2.7%	私立保育園(1008か所)、私立幼稚園(248か所)保育園を除く社会福祉法人(616か所)保護者等がつくるNPO法人(894か所)民間企業(176か所)その他(987か所)
その他	363	1.8%	-0.5%	
合計	19,744	100.0%		

（注1）地域運営委員会の運営とは：地域の役職者（学校長、自治会長、民生・児童委員など）の方々と父母会の代表などで運営委員会を構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式ですが、日常の運営は父母会がおこなっているところがほとんどです。

（注2）指定管理者制度とは：「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで強引に導入がすすめられています。数年ごとに委託先の変更が求められ、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

表2 指定管理者制度はわずかに増加

	2007年調査	2008年調査	2009年調査	2010年調査
社会福祉協議会に代行	645	606	794	901
地域運営委員会に代行	166	187	158	202
父母会・保護者会に代行	110	95	94	117
法人等に代行	498	605	676	718
合計数（全体数との比率）	1419(8.5%)	1493(8.5%)	1722(9.3%)	1938(9.8%)

表3 運営主体別でみた保育料の平均月額と平均補助金額

運営主体	2007年調査	1施設当たりの年間補助金額
公立公営	4523円	—
社会福祉協議会への委託・補助	6050円	601.8万円
地域運営委員会への委託・補助	9859円	333.8万円
父母会・保護者会への委託・補助	9681円	352.9万円
法人等への委託・補助	6910円	469.6万円

* 保育料月額は、2007年の詳細な実態調査の無作為抽出で行った「個別調査」の調査結果。

* 補助金額は、2007年の実態調査の「自治体調査」の調査結果。国からの補助金も含めた金額。

* 調査はすべて全国学童保育連絡協議会調べ。

調査結果6 学童保育はどこで実施されているか

●開設場所別の学童保育数（どこで実施されているのか）

開設場所は、余裕教室が最も増えており、学校施設内が半数になっています。また、地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上が公設です。

最も劣悪な環境にある民家・アパートは毎年減ってきていますが、まだ全体の7%あります。民家・アパート利用の多い市町村は、横浜市(163)、大阪市(109)、さいたま市(50)、札幌市(49)、名古屋市(46)などの政令指定都市に多く、次いで、函館市(26)、山形市(23)、金沢市(22)、平塚市(20)などとなっています。

表1 開設場所

開設場所	か所数	割合	2007年比	備考
学校施設内	10,044	50.9%	+3.3%	余裕教室活用(5,171) 学校敷地内の独立専用施設(3,961) 校舎内の学童保育専用室(435) その他の学校施設を利用(477)
児童館内	2,703	13.7%	-2.1%	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	1,558	7.9%	+0.5%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,932	9.8%	-1.0%	公民館内(540) 公立保育園内(149)・幼稚園内(189) その他の公的な施設内(1,054)
法人等の施設	1,286	6.5%	-0.2%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,301	6.6%	-0.7%	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	920	4.6%	+0.2%	自治会集会所・寺社など
合計	19,744	100.0%		

(参考) 児童一人当たりの床面積は狭い

学童保育の施設は、さまざまな場所で実施されていますが、その多くは狭いことが問題になっています。厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」(2007年10月)では、「子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」としていますが、表2のように、玄関やトイレ・台所・物置など「生活するスペース」以外を含むすべての床面積が児童一人当たり2㎡程度という実態があります。

表2 開設場所別の平均のべ床面積と児童一人当たりの床面積

開設場所	平均延べ床面積	児童一人当たり床面積
学校敷地内の学童保育専用施設	122.0㎡	2.10㎡
余裕教室(空き教室)を利用	93.2㎡	2.12㎡
児童館・児童センター内	125.3㎡	2.36㎡
学校敷地外の公設で学童保育専用施設	162.5㎡	2.80㎡
その他の自治体の所有の施設内	153.4㎡	4.15㎡
民家を借用	111.5㎡	2.93㎡

(全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査「個別調査」結果から)

参考資料1

学童保育が法制化されて12年経ちましたが、課題が山積しています。法制度が不十分なことが要因

学童保育は、学童保育関係者の切実な願いと取り組みによって、1997年に児童福祉法に位置づけられ、国や自治体に一定の責任がある事業とされました。

児童福祉法では、学童保育の目的は「生活の場を与えて健全な育成を図る」とされ、遊び場を提供する事業と異なる制度として位置づけられました。

<児童福祉法の精神>

[児童福祉の理念]

第1条 ①すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

[児童育成の責任]

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

学童保育は「生活の場」を保障する施設

第6条の2第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

●不十分な制度のままで今に至っています

しかし、学童保育は法制化されたものの、不十分な内容の制度であったために、今日でも量的にも質的にも大きな課題を抱えています。市町村や各学童保育によって大きな格差があり、しかも実態はたいへん貧しく、課題が山積みです。これは、国の制度が不十分であることが大きな要因となっています。抜本的な改善・拡充が必要です。

国の学童保育制度の問題点

学童保育は、国や自治体に一定の責任が生じる児童福祉法に法的根拠がありますが、制度の内容は、保育制度と比べてもたいへん不十分なものです。

① 公的責任があいまいです

市町村には、学童保育の「利用の促進」への努力義務だけしかありません。

② 最低基準がつくられていません

児童福祉施設ではなく児童福祉事業という位置づけなので、法的に最低基準が決められていません。国がつくった「放課後児童クラブガイドライン」(2007年)には法的拘束力はありません。

③ 予算措置があいまいで、補助金もたいへん少ない金額です

学童保育の補助金は法的に決められた予算措置ではない「奨励的な補助金」で、しかも、その金額は実際に必要な金額と比べてとても少ないものです。

さらに、少なくない市町村が国の定めた不十分な施策や予算の範囲でしか学童保育の実施や補助を行っていません。こうした問題点のおおもとには、学童保育の役割や必要とされる条件整備に対する、国や自治体の理解がたいへん不十分であるという現状があります。

参考資料 2

学童保育指導員の働く条件は劣悪で、3年間で半数が退職しており、保育の質に影響しています

(全国学童保育連絡協議会が実施した2007年実態調査から)

●全国に6万人以上いる指導員。その7割は教師や保育士の資格を持っています

国にはまだ学童保育指導員に関する公的な資格制度はありません。私たちは公的資格制度の創設、養成機関の整備を国に求めています。

●多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪です

- ・午後からの勤務で、打ち合わせや準備の時間も保障されていません。
- ・運営形態を問わず不安定な雇用や劣悪な労働条件のもとで働いています。
- ・専任配置ではなくローテーション勤務のところもあります。

◆正規職員は少なく、多くが非正規職員（非常勤・臨時・嘱託・パートなど）

公営で正規職員は2600人（4.0%）

公営で非正規職員は2万8400人（44.2%）

民間運営で正規職員は1万4500人（22.6%）

民間運営で非正規職員は1万8800人（29.2%） 合計6万4300人（100.0%）

◆半数の指導員は年収150万円未満

150万円未満（52.7%） 150万円以上300万円未満（38.3%） 300万円以上（9.0%）

◆勤続年数が増えても賃金はあがらない（53.3%）1年契約の非正規職員が多いため

◆指導員の待遇は依然として改善されていない

退職金がない（71.3%） 社会保険がない（37.5%）

一時金がない（58.0%） 時間外手当がない（35.4%）

◆公立・民間あわせても、勤続1年～3年の指導員が半数を占めています

これは、学童保育が急増したこともひとつの理由ですが、安心して働き続けられる条件が劣悪なことが最も大きな理由です。経験年数の長い指導員が少ないことは、保育内容の蓄積・向上にとって大きな障害となっています。最近では欠員が生じている地域もあります。

◆指導員の研修を実施している市町村はまだ3割です。

◆指導員のなり手がいなくて「欠員」の地域が増えています（2008年調査で1割）

学童保育の拡充には指導員に関わる課題の向上が必要です

<衆議院予算委員会 2010年2月28日 厚生労働大臣の答弁>

- 「余りご存じない方は、子供と遊ぶ方だという認識程度の方もいるかもしれませんが、小学校一年から三年ぐらいの子供を、本当に親がわりで、今いったような非常にデリケートな心を持っておられる時期でありますので、非常に専門的な知識も必要だ、大変な仕事だと一言で言えば思います」（長妻厚生労働大臣）
- 「ある意味で学校の先生とまさるとも劣らない専門性というのがこれから必要となってくるのではないかと」「継続して、プロの仕事としてやっていけるようにしていかなければならない」（山井政務官）

参考資料3

国の学童保育への予算は少なく、実態と乖離

学童保育（放課後児童健全育成事業）予算

所管：厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

●総額	274億2000万円	(前年比39億6700万円増)
●運営費補助	234億8500万円	(前年比58億6300万円増)
対象数	2万4872か所分	(前年比719か所増)
●施設整備費	38億1100万円	(前年比18億5700万円減)

	2007年度	増減	2008年度	増減	2009年度	増減	2010年度
総額	158.49億	28.45億増	184.94億	47.59億増	234.53億	39.67億増	274.20億
運営費	138.45億	22.87億増	161.32億	14.90億増	176.22億	58.63億増	234.85億
施設整備費	18.14億	5.50億増	23.64億	33.04億増	56.68億	18.57億減	38.11億

(全国学童保育連絡協議会作成)

放課後児童健全育成事業の補助単価 (補助率1/3) 単位:円

		2009年度	2010年度	増額
		(250日の基準開設日数)	(250日の基準開設日数)	
児童数 区分	10人～19人	995,000	1,041,000	46,000円増
	20人～35人	1,630,000	1,885,000	255,000円増
	36人～45人	2,426,000	3,026,000	600,000円増
	46人～55人		2,873,000	447,000円増
	56人～70人		2,719,000	293,000円増
	71人以上	3,222,000	2,566,000	-656,000円
特例分	開設日数 200日～249日	児童数20人以上 1,814,000 (10人～19人は対象外)		
長時間 開設加算	平日分	1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合 215,000円×18時を越える時間数 (前年比 13000円増)		
	長期休暇等分	1日8時間を超えて開設する場合 97,000円×1日8時間を超える時間数 (前年比 6000円増)		

(補助金交付要綱をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成)

[参考] 学童保育の補助金がいかに少ないか。保育所と比べてみると…

学童保育への運営費補助は176億円、民間保育所への運営費国庫支出金は約3400億円

学童保育と民間保育所の比較

学童保育(2009年度)		民間保育所(2009年度)		民間保育所と 比べて学童保 育は
施設数	1万8475か所	施設数	1万1282か所	
入所児童数	約80万人	入所児童数	約118万人	約3分の2
指導員数	約7万人	保育士数	約18万人	約3分の1
1施設当たりの支出額	約95万円	1施設当たりの支出額	約3014万円	約33分の1
児童1人当たり支出額	約2万2200円	児童1人当たり支出額	約28万8000円	約13分の1

* 公立保育所の運営費は一般財源化されて国から市町村に配分されていますので、含まれていません。

参考資料4

政府の新しい政策「子ども・子育てビジョン」 学童保育の利用児童を5年間で30万人増やす

1月29日の鳩山首相の施政方針演説……『子ども・子育てビジョン』に基づき、新たな目標のもと、待機児童の解消や幼保一体化による保育サービスの充実、放課後児童対策の拡充など、子どもの成長を担うご家族の負担を、社会全体で分かち合う環境づくりに取り組みます」。

「子ども・子育てビジョン」（2010年1月29日 閣議決定） 学童保育関係部分の抜粋

第4 目指すべき社会への政策4本と12の主要施策

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・放課後子どもプランを推進し、放課後児童クラブを拡充するとともに、これらのサービスの質の向上を図ることにより、放課後対策に取り組みます。

別添1 施策の具体的内容

〈放課後対策に取り組む〉

□「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の推進

- ・「放課後子どもプラン」などの取組について、全小学校区での実施を図るため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して実施する総合的な放課後児童対策を推進します。

□放課後児童クラブの充実

- ・就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ります。対象児童（小学校1～3年）のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、平成29年度には40%に達すると見込まれていますが、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指します。また、放課後児童クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図るため、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

別添2 施策に関する数値目標

項目	現状（平成20年度）	目標（平成26年度）
放課後子どもプラン		「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す（平成24年度）
放課後児童クラブ	81万人	111万人
放課後子ども教室	8719か所	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す（平成24年度）

〈参考〉

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付に必要な社会的追加コストの機械的試算

追加所要額：約0.7兆円（平成26年度）

放課後児童クラブ　＋約300億

施設整備費　放課後児童クラブ　＋約100億

参考資料5

「子ども・子育て新システムの基本的方向」

2010年4月27日 「子ども・子育て新システムの基本的方向」(抜粋)

「子ども・子育て新システム検討会議」

新システムにより実現されるもの

- 仕事と生活の両立支援と子どものための多様なサービスの提供(抜粋)
 - ・ 妊娠～育児休業～保育～放課後対策の切れ目のないサービスを保障
 - 「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑に移行できるよう、放課後対策の抜本的拡充、小四以降も放課後対策が必要な子どもに、サービスを提供

5つの視点からの制度改革

- 利用者本位のサービスの包括的・一元的提供(抜粋)
 - ・ 現金給付・現物給付の市町村の裁量による一体的提供
- 基礎自治体による自由な給付設計
 - ・ 子ども子育て支援に関する権限と財源は原則市町村（基礎自治体）へ
 - ・ 新システムの下で、現金給付・現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）など、市町村が自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計できることを保障
- 子ども・子育て基金(仮称)/特別会計の創設による負担金・補助金の包括的な交付
- 社会全体(国・地方・事業者・個人)による費用負担
- 新システム実施体制の一元化
- 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

平成22年6月29日 少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱(抜粋)

【Ⅱ 基本設計】

- 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。
- 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。
- 実施主体は市町村（基礎自治体）とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称））を導入する。
- 給付の内容は、以下の2種類とし、すべての子どもと子育て家庭のニーズに応じて必要な給付を保障する。

(4)放課後児童給付(仮称)

- 放課後児童給付（仮称）については、「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑な移行を可能とするという視点に基づき、放課後の遊びの場と生活の場を提供するサービスとして、個人に対する利用保障を強化する。
- 指定事業者ごとに利用登録する仕組みを導入し、登録児童数に応じて当該指定事業者費用保障する仕組みを検討する。
- 小4以降も放課後児童給付（仮称）が必要な子どもにサービス提供を行う。

参考資料6

私たちは国に学童保育制度の抜本的な拡充を 要望しています

全国学童保育連絡協議会の学童保育の拡充に関する要望書【概要】

公的責任による学童保育制度の抜本的な拡充と予算の大幅増額を求める要望書

1 【学童保育制度の改革に関する要望】

児童福祉法を改正し、市町村の実施責任を明確にして、運営の安定性・継続性を保障する制度に拡充することを要望します。

- (1) 児童福祉法を改正し、学童保育を児童福祉施設として位置づけ、「公的責任」「最低基準」「財政措置」を明確にしてください。
- (2) 市町村の実施責任を明確にした制度としてください。
- (3) 学童保育の継続的・安定的な運営が妨げられる方向の制度改革はやめてください。
- (4) 国の財政措置が強化される制度としてください。

2 【学童保育の最低基準に関わる要望】

学童保育の質の確保のために、「最低基準」を定めて、条件整備を図ってください。

- (1) 学童保育施設は、最低基準を決めて「生活の場」にふさわしく整備してください。
- (2) 指導員の配置基準を決めて、常勤配置ができる制度を要望します。
- (3) 指導員の公的資格制度を創設し、養成機関を整備してください。
- (4) 「最低基準」を定める際は、現在ある学童保育が切り捨てられないよう、全体の底上げを図りつつ定めてください。
- (5) 学童保育の質の確保のために、学童保育の保育指針を策定してください。

3 【2011年度予算に関わる要望】

学童保育の運営に必要な補助金の創設と補助額の大幅な増額を要望します。

- (1) 地方自治体の負担軽減のために国の負担率を大幅に引き上げることや特別な財政措置を図ってください。
- (2) 運営費の補助単価は、大半を占めているのは指導員の人件費ですが、指導員が「常勤配置」できるように大幅に引き上げてください。
- (3) その他、施設整備や運営費に含む補助項目、障害児受入のための補助金など、補助金に関する細部の要望は別紙1の通りです。補助金の内容や補助額を実態に見合って改善してください。

4 【政府の政策方針に関わる要望】

- (1) 「子ども・子育てビジョン」に示されているように、学童保育の量的な拡大、質的な拡充を確実に図ってください。
 - ① 「子ども・子育てビジョン」で掲げた学童保育の整備目標の着実な実現を図ってください。
 - ② 「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、充実してください。(詳細は別紙2)
- (2) 「放課後子どもプラン」は、二つの事業の「一体化」ではなく、それぞれの事業の拡充と連携を進めるものに見直してください。
 - ① 「放課後子ども教室」等との「一体的運営」ではなく、それぞれの拡充を図ること。
 - ② 放課後の児童対策は、二つの事業に限らず、総合的なものとして推進してください。
 - ③ 政府が検討している「子ども家庭局(省)の設置」にあたっては、学童保育の拡充が図られることを要望します。
- (3) 政府が進める「児童手当廃止」や「地域主権」に関わっては、学童保育の拡充が図れるようにしてください。
 - ① 児童手当が廃止されても、学童保育の補助金の確保と抜本的な増額をお願いします。
 - ② 学童保育の補助金は「廃止・一括交付金」化はせずに、固有の予算措置を図ること。

参考資料7

「子ども・子育て新システム検討会議」に 私たちの要望を意見として提出しました

「子ども・子育て新システム検討会議」 2010年6月4日 全国学童保育連絡協議会

学童保育(放課後児童クラブ)の量的拡大・質的拡充を図るために

公的責任による制度の抜本的な拡充と 予算の大幅増額を要望します

- 1 現在の国の学童保育の制度には、三つの問題点があります。
量的拡大・質的拡充を図るために、制度の抜本的な見直しをお願いします。
 - ① 学童保育を推進するための公的責任が弱い
→ 市町村の実施責務の強化を図ることが必要です
 - ② 最低基準が決められていない
→ 一定の水準を確保する「基準」が必要です
 - ③ 国の補助金は奨励的であり、実際の運営費と比べても大きな乖離がある
→ 学童保育の維持・拡充を確実に保障するための「安定的で十分な財政措置」が必要です
- 2 「子ども・子育て新システム検討会議」の「基本的方向」(4月27日)には、私たちが危惧する点があります。学童保育が本当に拡充される内容での制度構築をお願いします。
 - ① 「市町村の自由裁量に任せる」ことに対する危惧
 - ② 学童保育をどのような制度として構築するのか、明確な方向が示されていないことに対する危惧
 - ③ 学童保育が「安定性・継続性・信頼性」を持って運営できなくなるのではないかという危惧

参考資料8

学童保育数、補助金、国の施策の推移

年	学童保育数	前年比	国庫補助総額(万円)	国庫補助単価(万円)	国庫補助対象数	国の施策の動き
1950年代						大阪や東京で民間保育園や親の共同運営による学童保育が誕生
1962						「児童福祉白書」ではじめて「カギっ子」の問題が取り上げられる
1963						児童館への国庫補助開始(「カギっ子対策」として)
1966						文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515					
1971	約 1000					文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932		1億1700	30	725	都市児童健全育成事業が創設。これは、留守家庭児童対策は児童館や校庭開放で対応するとの方針のもとで、児童館が整備されるまでの過渡的な期間に学童保育に補助するもの。
1977			1億0800	30	925	都市児童館事業を開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1978	約3,000		1億1240	32.4	925	
1979			1億4500	44.1	925	
1980	3,938		1億4969	45.6	925	
1981	4,288	350	1億5643	47.7	925	
1982	4,739	451	2億1862	50.2	1,275	
1983	4,910	171	2億6000	50.2	1,665	
1984	5,193	283	2億8535	51.2	1,850	
1985	5,449	256	3億2655	52.9	1,996	
1986	5,749	300	3億7000	55.9	2,142	都市児童館事業廃止(児童館では留守家庭児童対策の役割は担えないのはの考え)
1987	5,938	189	4億0168	57	2,288	
1988	6,100	162	4億2742	57.8	2,434	
1989	6,310	210	5億2943	69	2,580	
1990	6,708	398	6億1643	77.2	2,726	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	103	2,966	放課後児童対策事業が誕生(本格的な学童保育への補助金)。留守家庭児童対策は独自の制度・施策で実施するとの方針に転換。
1993	7,516	...	14億0643	107.6	3,920	厚生省が学童保育の法制化を検討、日本政府が子どもの権利条約批准
1994	7,863	347	17億9577	109	4,520	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申
1995	8,143	280	20億9267	109.9	5,220	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくるよう指導)
1996	8,514	371	24億1673	110.5	6,000	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534	31億3180	111.8	6,900	児童福祉法改正によって学童保育が法定化(法制化)される。第2種社会福祉事業にも位置づけられる
1998	9,627	597	46億4644	150.7	7,900	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604	54億7910	151.8	9,000	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特別交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	745	56億9000	152.8	9,500	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854	59億9000	152.8	10,000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	995	68億8000	152.8	10,800	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972	74億3200	151.5	11,600	障害児加算は障害児2名からに緩和。「次世代育成支援対策推進法」で地域行動計画策定義務づけ。児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	881	87億2200	150.8	12,400	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」が12月に策定される
2005	15,309	631	94億7000	168.6	13,200	三位一体改革で、補助金の組み替え。土日祝日開設加算がなくなり、一律17万円の単価アップ。自治体の自由度を高めるために、補助金交付要綱が統合。施設整備費は児童館整備費と保育環境等改善事業費を活用。10月、衆議院青少年問題特別委員会学童保育について集中審議
2006	15,858	549	111億8100	168.3	14,100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。ボランティア派遣事業に長期休業日の指導員派遣費も追加され、補助単価も増額。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプラン(仮称)の創設」に合意。
2007	16,668	810	158億5000	292.8万	20,000	「放課後子どもプラン」の創設により、学童保育の箇所数を2万か所目標。基準開設日数を250日に変更して、開設日が増える毎に補助金も増額する。200日から249日の学童保育は3年後に補助金廃止。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一体化。初めてガイドラインを作成
2008	17,495	827	186億9400	292.8万	20,000	『子どもと家族を応援する日本』重点戦略、仕事と生活の調和行動指針、「新待機児童ゼロ作戦」で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法でも学童保育整備目標を「参酌標準」化する法改正。長時間開設加算変更、障害児受入加算額は142万円は倍増。「安心子ども基金」でも施設整備費活用。社会保障審議会少子化対策特別部会「検討の視点」提起
2009	18,475	980	234億5300	294.6万	24,153	社会保障審議会少子化対策特別部会で学童保育制度のあり方の見直しが始まる。
2010	19,744	1,269	274億2000	354.6万	24,872	政府の新しい子育て支援方針「子ども・子育てビジョン」が策定される。学童保育利用児童を5年間で30万人増を目標。補助金の運営費総額、補助単価が引き上げ。児童館40人前後を大幅増額、71人以上は補助金廃止せず減額して残した。

(注)学童保育数は全国学童保育連絡協議会調査。1992年は未調査。2007年度以降の補助単価は児童数35-70人で290日開設の場合の金額

全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）でつくっている学童保育の当事者団体です（1967年発足）。

全国学童保育研究集会や全国指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』の発行、『テキスト・学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は、都道府県や市町村の連絡協議会です。現在、37都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、市区町村の連絡協議会は、公立や民間を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催（2010年度予定）

会場	日程	開催地	会場	前年受講者数
北海道会場	6月6日（日）	北海道	札幌市	300人
西日本・兵庫会場	6月6日（日）	兵庫県	姫路市	780人
西日本・愛知会場	6月13日（日）	愛知県	名古屋市	750人
南関東会場	6月20日（日）	神奈川県	横須賀市	796人
四国会場	7月4日（日）	香川県	高松市	458人
北関東会場	7月11日（日）	埼玉県	埼玉県上尾市	847人
九州会場	9月26日（日）	福岡県	福岡県春日市	1006人
東北会場	10月10日（日）	宮城県	仙台市	498人

◆第45回全国学童保育研究集会の開催（千葉県）＊2009年の第44回は滋賀県で開催4619人参加 2010年10月30日（土）～31日（日）千葉県幕張メッセ・千葉大学（4500人規模）

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（1974年創刊、年間定期購読者4万7000人）

◆実態調査活動 ①学童保育数調査（毎年実施）②学童保育の詳細な実態調査（最新は2007年） ③指導員の実態調査（最新調査は2005年実施）④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2003年…『2003年度版 実態調査のまとめ』『父母会ハンドブック』『入門ガイド 学童保育指導員』
『次世代育成支援対策と学童保育』『学童保育情報 2003-2004』

2004年…『学童保育情報 2004-2005』『施設整備の手引き（2004年版）』

2005年…『安全・安心な学童保育を一大規模化ではなく適正規模で複数設置』『実践を記録し確かめ合う（実践記録集第5集）』『学童保育情報 2005-2006』

2006年…『学童保育ハンドブック』（柗ぎょうせい）『学童保育と放課後子どもプラン』『学童保育情報 2006-2007』『大規模学童保育 分離の手引き』『学童保育指導員の現状・仕事・願い』

2007年…『よくわかる放課後子どもプラン』（柗ぎょうせい）『2007年 実態調査のまとめ』『連絡協議会ハンドブック』『学童保育情報 2007-2008』

2008年…『指定管理者制度は学童保育になじまない』『学童保育情報 2008-2009』『学童保育の拡充を
求める1万2000人の声』『学童保育の新設・分割の手引き』

2009年…『学童保育情報 2009-2010』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」「指導員の研修課目（試案）」などをまとめ、発表しています。